

被災住宅の耐震改修等補助制度 Q & A

Q 1) 被災住宅の耐震補助の対象は、令和 6 年能登半島地震で被災した住宅ですか。

A 1) はい。令和 6 年能登半島地震で被災し、罹災証明が発行された住宅です。

地震で被災した住宅は、柱などの構造部材が損傷して耐震性が低下していることが考えられます。こうした住宅を耐震補強し、地震に強い住宅への再建を目指します。

Q 2) 耐震改修の補助を受ける場合に、耐震診断は必要ですか。

A 2) 耐震改修の補助は、「地震時に倒壊の危険性があるもの」を耐震改修して「地震に対して安全な建物」とするための補助です。耐震診断を行い、倒壊の危険性があるかどうか確かめる必要があります。

Q 3) 被災住宅の耐震補助は期間限定の制度ですか。

A 3) はい。被災住宅の耐震補助制度は、令和 6 年能登半島地震で被災した住宅を支援する制度で、役割が終われば終了します。現時点では期限を決めていません。

Q 4) 過去に耐震補助を受けた住宅は、被災住宅の耐震補助の対象となりますか。

A 4) 地震で被災し構造部材が損傷するなどした住宅は、旧耐震基準の住宅とは別の要因により耐震性が低くなっていることがあります。住宅の耐震診断を行い、「倒壊の危険性がある」と判断されるものは補助の対象となります。

Q 5) 倒壊したものや公費により解体したのものは、住宅耐震補助の建替え補助の対象となりますか。

A 5) 倒壊してしまった住宅は、既に「倒壊の危険性がある」ものには該当しないので、建替え補助の対象となりません。

また、倒壊しなかった住宅で公費による解体の支援を受けるものは、補助を二重に交付することはできませんので、建替え補助の対象になりません。

Q 6) 住宅耐震補助と被災宅地等復旧支援（復興基金）の併用は可能ですか。

- ・住宅耐震補助で建物の耐震改修（評点 1.0 未満→1.0 以上）の補助
- ・被災宅地等復旧支援で傾斜修復の補助

A 6) 住宅耐震補助は建物の改修に対する補助です。一方、被災宅地等復旧支援は地盤の復旧に対する補助です。

今回、住宅耐震補助で、耐震改修に必要な住宅の傾斜修復が補助対象となりました。傾斜修復は被災宅地等復旧支援と重なりますが、同一の工事に二重の補助とならないよう、対象とする経費を分けて併用することは可能です。

ご質問の例では、被災宅地等復旧支援で傾斜修復工事を補助しますので、住宅耐震補助で傾斜復旧工事の経費を含めずに建物の耐震改修に補助することは可能です。

Q 7) 応急修理制度と住宅耐震補助の併用は可能ですか。

A 7) 可能です。応急修理制度で対象とする経費と、住宅耐震補助で対象とする経費を分けて申請してください。

(参考) 応急修理：災害で破損した箇所を必要最小限の修理を行う。(災害救助法)

住宅耐震補助：補強して地震に対して安全なものにする。

Q 8) 被災住宅の耐震補助制度開始前に、耐震診断、耐震改修したものは遡って補助の対象となりますか。

A 8) 制度開始前に耐震診断、耐震改修工事に着手している場合でも、補助対象となる場合があります。

耐震診断、補強計画、設計図書、写真など申請に必要な手順を経ていること、証明書類があることなど、通常の申請と同等の申請ができることが必要です。

Q 9) 住宅耐震補助で、耐震改修工事の経費として住宅の傾斜修復が補助対象となりましたが、令和6年能登半島地震で被災した住宅に限らず補助対象となりますか。

A 9) 耐震改修に必要な住宅の傾斜修復は、能登半島地震で被災した住宅に限らず、傾斜修復によって住宅の耐震性が向上するものが対象となります。

Q 10) 耐震改修事業で補助の対象となる「耐震改修に必要な住宅の傾斜修復」とはどのような工事ですか。

A 10) 住宅の耐震性を向上するために、基礎や土台等の傾斜、損傷を修復する工事で、ジャッキアップ工法等により住宅を建て起こす工事です。

ジャッキアップ工法等の例として、ポイントジャッキ工法、注入工法、耐圧版工法、アンダーピンニング工法等が挙げられます。

住宅耐震補助は、耐震性の不足する住宅を地震に対して安全な構造とすることを目的としています。上部構造の耐震性を確保するための傾斜修復工事（ジャッキアップ工法等）が補助対象になります。

基礎から上の部分の構造耐力に直接影響する工事を対象としており、地盤の改良を目的とした工事（杭工法、地盤改良工法等）は対象とはなりません。

Q 11) 建物はしっかりしていて、傾いているものは補助の対象ですか。

A 11) 住宅の傾斜や損壊により、耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断されるものは補助の対象となります。